ご存知ですか？

知らないと損する社会保険未加入問題

法人事業所や 5 人以上の従業員がいる個人事業所でも、健康保険の被保険者適用除外承認を受けていれば、必要な社会保険に加入しているものとして取扱いされますので、
改めて協会けんぽ（旧社会保険）に入り直す必要はありません。

法人を設立したいと お考えの方へ！

建設国保加入中の一人親方・個人事業主の方が
会社（法人）を設立する場合は

年金事務所へ、以下の①②の手続きをすることで、引き続き建設国保へ残ることができます。

①「厚生年金保険被保険者資格取得届」を法人設立日から 5 日以内に提出すること。
※②と①を別に年金事務所へ届け出する場合は、①の左肩に
“健康保険被保険者適用除外承認申請書は別途提出予定”と必ず記載してください。

②「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を法人設立日から 14 日以内に提出すること。
※建設国保へ加入中のため、健康保険の適用を除外してくださいという申請です。

注意

まずは建設国保へ ご連絡ください

みなさまの事業所を法人化（会社設立）する予定がある場合は、
事前に支部・出張所の窓口までご連絡ください。

承認申請書の発行や、資格確認書等への事業所名記載などができますので
ぜひご相談ください。

詳細はこちらのページをご覧ください。

全国建設工事業国民健康保険組合北海道西支部